

議第七十号

岐阜県税条例の一部を改正する条例について

岐阜県税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年六月十四日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、それぞれ」を削る。

第二十七条第一項ただし書中「同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額（法第二十三条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。以下この項において同じ。）が九百万円以下であるものに限る。）の法第三十四条第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で法第二十三条第一項第八号に規定する控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同項第二号中「法第三十二条第三項に規定する青色専従者給与額又は同条第四項」を「青色専従者給与額（所得税法第五十七条第一項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は法第三十二条第五項」に改める。

第二十七条の二第二項中「附記された事項」を「付記された事項（法第四十五条の三第二項に規定する確定申告書に付記された事項で総務省令で定める事項を除く。）」に、「同条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改める。

第五十九条第一項中「左の各号」を「次」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第五十九条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の場合において、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、不動産を取得した者に、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。

第五十九条の三中「第七十三条の十八第三項の規定によつて」を「第七十三条の十八第四項の規定により」に、「においては」を「には」に、「損かい」を「損壊」に、「その他」を「その他」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

附則第七条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画」に、「令和三年四月一日」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）の施行の日」に改め、同条第八項中「第十条第二号」を「第十一条第一項」に改め、同条第十七項中「第十二条の二第一項」を「第十二条の二の二第一項」に改める。

附則第八条第四項中「第十六項」を「第十四項」に改める。

附則第十一条の三第一項中「第十項」を「第七項」に改める。

附則第十一条の五第三項中「第六項」を「第五項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条第一項及び附則第七条第八項の改正規定 令和四年十月一日

二 第二十七条第一項、第二十七条の二第二項及び第三項並びに附則第十一条の三第一項及び第十一条の五第三項の改正規定並びに次項の規定 令和六年一月一日

三 附則第七条第十七項の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十七号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

四 附則第七条第一項及び第八条第四項の改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）の施行の日
（県民税に関する経過措置）

2 前項第二号に掲げる規定による改正後の岐阜県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 改正後の岐阜県税条例第五十九条の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の岐阜県税条例附則第七条第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用

し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 附則第一項第四号に掲げる規定による改正前の岐阜県税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第七条第一項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧条例附則第七条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する」と、「令和三年四月一日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日」とする。

（特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例の一部改正）

6 特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例（平成十三年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第五十九条第一項」を「第五十九条第一項本文又は第二項」に改める。

提 案 説 明

地方税法の一部改正に伴い、不動産を取得した者が登記の申請をした場合は、不動産取得税に係る県に対する申告を要しないものとする等のため、この条例を定めようとする。